

(掘ごたつ及びいろり)

第10条 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。
2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

【解説】

本条は、掘ごたつ及びいろりについて規制したものである。

「掘ごたつ」には、「切りごたつ」と称するものを含むが、「置ごたつ」は、移動的なものであるから、器具として、第20条第1項第2号に規定されていることに注意を要する。

- 1 第1項の「火床」は、通常灰及び炭火を入れるための部分をいう。本項の「不燃材料」は、金属を含むが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とするよう配慮することが必要である。
- 2 第2項は、管理について第3条第2項第1号及び第4号の規定が準用されることを規定している。第4号の準用については、炭用の掘ごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されるが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えない。